## 第1章 道路に関する法令

## 第1節 道路に関する基本的な法令

#### 1 道路法(昭和27年法律第180号)

道路に関する基本法である。道路の種類、指定、認定手続等を定めるとともに、その管理体系を明示している。また道路がその本来の機能を果すことができるよう道路の占用、保全に必要な規定並びに道路の管理に必要な費用負担区分等が定められており、道路の憲法ともいうべき法律である。

#### 2 道路法施行法 (昭和27年法律第181号)

旧道路法を廃止し、新道路法施行の際に制定された経過規定である。

#### 3 道路の修繕に関する法律(昭和23年法律第282号)

道路法において国庫負担又は補助の対象とならない道路の修繕工事について、その緊急性により当分の間の費用を一部補助すること等を定めている。 (舗装補修事業、橋梁補修事業、道路災害防除事業はこれに基づく)

#### 4 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)

共同溝の建設又は管理に関する特別の措置を定めたもので、地下占用工事の起業者と道路管理者と の費用の負担等について規定している。

#### 5 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)

電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定めている。

#### 6 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)

高速自動車国道の整備をはかり、自動車交通の発達に寄与することを目的としており、道路法の定めるもののほか、路線の指定、整備計画、管理、構造、保全等に関する事項を定めている基本法である。

#### 7 国土開発幹線自動車道建設法(昭和32年法律第68号)

国土の普遍的開発をはかり、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するとともに、

## 第2節 道路整備を促進するための政策的な法令

#### 1 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)

道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例、その他道路整備事業に係る国の財政上の特別措置を定めている。

国の負担金や補助金の率や特例について定めるほか、高速道路利便増進事業や国の資金貸付条件なども定めている。

道路整備の財源確保のため、揮発油税を道路特定財源として認めていた「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が法律の起源であるが、その後、「道路整備緊急措置法」、「道路整備緊急措置法」、「道路整備緊急措置法」「道路整備費の財源等の特例に関する法律」の順に継承され、平成20年に現在の「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」になり、平成21年には道路特定財源が廃止され一般財源化された。

## 2 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和31年法律第 72号)

積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通を確保するため、除雪、防雪及び凍雪害の防止について特別の措置を定め、これらの地域における産業の振興と民生の安定に寄与することを目的としている。

#### 3 奥地等產業開発道路整備臨時措置法 (昭和39年法律第115号)

奥地等における産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等産業開発道路の整備を促進することにより、地域格差の是正に資するとともに、民生の向上と国民経済の発展に寄与することを目的としている。建設大臣は関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聞いて、奥地等産業開発道路を指定しなければならないとし更に「奥地等開発道路整備計画」の案を作成し閣議の決定を求めなければならないとしている。又当該事業の補助率の特例についても規定している。

### 4 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)

最終改正:平成15年法律第21号

交通事故が多発している道路、その他、特に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することによって交通環境の改善を行い、交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することを目的としている。

#### 5 踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)

踏切道の改良を促進することによって交通事故を防止し、交通の円滑化に寄与することを目的としている。立体交差化又は構造の改良等が必要であると認められる踏切道について、建設大臣等が改良の方法を定めて指定する。指定された踏切道について、平成8年度以降の五箇年計画において、立体交差化等の計画を定めることとしているほか、同計画に基づく事業に関する補助等について規定している。

#### 6 自転車道の整備等に関する法律(昭和45年法律第16号)

白転車道の整備に関し必要な措置を定め、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、併せて国民の心身の健全な発達に資することを目的としている。国及び地方公共団体がその目的を達成するための配慮をしなければならないことや、建設大臣が道路整備5箇年計画において自転車道の計画的な整備のための配慮をしなければならないことを規定している。

# 7 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)

日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の融資に関する特別措置を講ずるとともに当該資金の運用に関すること等を規定している。本法の施行に伴い特会法、道路法、雪寒法、共同溝法、交安法について所要の規定の整備を行った。

# 8 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)

高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性が増大していることから、 公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上促進を目的としている。

また、法に基づき、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」が、平成12年11月15日に建設省令第41号で公布、施行された。

# 第3節 道路関係の主な図書

図 書 名	判型	発行年	図 書 名	判型	発行年
道路構造令の解説と運用	A 5判	H27. 6	共 同 溝 設 計 指 針	A 5判	S61. 3
道路照明施設設置基準・同解説	A 5 判	H19. 10	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	A 5 判	H2. 11
道路緑化技術基準・同解説	A 5 判	H28. 3	舗 装 設 計 施 工 指 針	A 5判	H18. 2
道路環境整備マニュアル	A 5判	1元. 1	舗 装 施 工 便 覧	A 5 判	H18. 2
自転車道等の設計基準解説	A 5判	S49. 10	舗装の構造に関する技術基準・同解説	A 5判	H13. 9
クロソイドポケットブック	A 5判	S49. 8	舗 装 再 生 便 覧	A 5判	H22. 11
防護柵の設置基準・同解説 〔改訂版〕	A 5判	H28. 12	排水性舗装ガイドブック2007	A 5判	H19. 3
車両用防護柵標準仕様・同解説 〔改訂版〕	A 5判	H16. 3	舗 装 調 査 ・ 試 験 法 便 覧	A 5 判	Н31. 3
立体横断施設技術基準・同解説	A 5判	S54. 1	アスファルト混合所便覧	A 5判	Н8. 10
道路反射鏡設置指針	A 5判	S55. 12	道路維持修繕要綱	A 5判	S53. 7
視線誘導標設置基準・同解説	A 5判	S59. 10	落 石 対 策 便 覧	A 5判	H29. 12
道路の交通容量	A 5 判	S59. 9	地中連続壁基礎設計施工指針・同解説	A 5 判	НЗ. 7
道路標識設置基準・同解説	A 5判	S62. 1	道路橋支承便覧(改訂版)	A 5判	Н30. 12
視覚障害者誘導用ブロック 設置指針・同解説	A 5判	S60. 9	道路橋耐風設計便覧(平成19年改訂版)	A 5判	H20. 1
道 路 土 工 要 綱	A 5判	H21. 6	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	B 5 判	НЗ. 7
道路土工 一 盛土工指針	A 5判	H22. 4	道路橋示方書・同解説(I共通編)	A 5判	H29. 11
" 切土工・斜面安定工指針	A 5判	H21. 6	〃 (Ⅱ鋼橋・鋼部材編)	A 5判	Н29. 11
" 軟弱地盤対策工指針	A 5判	H24. 8	<ul><li>(Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材編)</li></ul>	A 5判	Н29. 11
"擁壁工指針	A 5 判	H24. 7	"(IV下部構造編)	A 5 判	H29. 11
"カルバート工指針	A 5 判	H22. 3	" (V耐震設計編)	A 5 判	H29. 11
" 仮設構造物工指針	A 5判	H11. 3	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	A 5判	H24. 4

図 書 名	判型	発行年	図 書 名	判型	発行年
橋 梁 撤 去 技 術 マニュアル 第5回改訂版	A 4 判	H29. 9	道路トンネル技術基準 (構造編) ・同解説	A 5 判	Н15. 11
コンクリート道路橋施工便覧	A 5判	H10. 1	道路トンネル非常用施設設置基準 ・同解説	A 5 判	H13.10
鋼管矢板基礎設計施工便覧	A 5判	Н9. 12	道路トンネル技術基準(換気編) ・同解説	A 5 判	H20.10
道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	A 5判	S59. 2	道路震災対策便覧(震前対策編)	A 5 判	Н18. 9
鋼道路橋設計便覧	A 5判	S55. 8	""(震災復旧編)	A 5 判	Н19. 3
鋼 道 路 橋 施 工 便 覧	A 5判	H27. 4	""(震災危機管理編)	A 5 判	H23. 1
道路橋床版防水便覧	A 5 判	Н19. 3	杭 基 礎 設 計 便 覧	A 5 判	Н27. 3
道路橋補修便覧	A 5 判	S54. 2	抗基礎施工便覧	A 5 判	Н27. 3
小規摸吊橋指針・同解説	A 5判	S59. 4	プレキャストブロック工法による プレストレストコンクリートTげた	A 5判	H4. 10
道路橋年報(平成23・24年度版)	A 4 判	Н26. 3	道路橋設計・施工指針	Αθή	H4. 10
鋼道路橋塗装便覧(改訂版)	A 5判	Н2. 6	駐車場設計・施工指針同解説	A 5 判	H4. 11
鋼 道 路 橋 • 防 食 便 覧	A 5判	H26. 3	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (改訂版)	A 5判	H4. 12
道路防雪便覧	A 5判	H2. 5	道路土工構造物技術基準・同解説	A 5判	H29. 3
(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	A 4 判	H29. 11	安全で快適な自転車利用環境創出 ガイドライン	A 4 判	H28. 7
景観に配慮した道路附属物等 ガイドライン	A 4 判	H29. 11			

なお、社団法人日本道路協会刊行図書の名称の附し方は以下のとおりである。

#### ① 技術基準・同解説

調査、計画、設計、施工等に関する事項で、政省会、通達等で、一般的技術的基準として定められているものの内容の理解に資するため、当該技術基準の解説をとりまとめたものには、原則として、 当該技術基準(示方書を含む。)の名称に「・同解説」と附してその名称とする。

#### ② 要綱・指針

調査、計画、設計、施工等に関する事項で、当該事項が日進月歩が予想されるため、又は理論が未 だ確立されていないため、画一的な遵守事項とすることは不適当であるが、現段階ではそれによるこ とが最も適当であると考えられる事項をとりまとめたものには、当該内容を適切に表す標題に、「要 綱」若しくは「指針」を附して、その名称とする。 なお、特定の限定されたテーマに関するものには、「指針」、広い範囲のテーマに関するものには、 「要綱」と附するものとする。

#### ③ 便 覧

調査、計画、設計、施工等の日常業務の参考に資するために、文献、資料等をとりまとめたものには、原則として当該内容を適切に表す標題に「便覧」と附してその名称とする。